

新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言の発出に伴う声明

2021年（令和3年）1月21日
近畿弁護士会連合会
理事長 道上 明

本年1月7日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を対象地域として、再度、
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、加え
て14日からは、栃木県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県及び福岡県
が追加対象地域となっています。

当連合会では、弁護士及び法律事務所が弁護士業務を持続し、弁護士会が法律
相談センター等の機能を維持できるよう、各種の業務環境の整備に努め、併せて、
裁判所その他の関係機関と協議し、連携して適正かつ迅速に司法サービスを提
供することにより、市民のための司法アクセスが確保、維持されるよう尽力する
取り組みを支援しております。

今回の緊急事態宣言下において、事業継続が困難になる事業者や、仕事を失い
生活に困窮する市民がさらに増加することが懸念されますので、今回の事態に
よって生じる法的紛争等への対応に司法は万全の態勢で臨む必要があります。

最高裁判所は、裁判業務を継続し、今回の事態によって生じる新たな法的紛争

等への対応にも万全を期していく方針を示し、対象地域に所在する裁判所に対し、上記方針を踏まえ、関係機関の理解が得られるように努めることを要請し、さらに対象地域外に所在する裁判所に対しても、当事者等の意向を踏まえ、電話会議等の活用により都道府県域を超えた人の移動を避けるなどの柔軟な対応をすることを要請しています。

これらを受け、弁護士会と裁判所は、それぞれの役割を果たし、司法の機能を維持させるために、速やかに協議等を行う必要があります。

当連合会としても、市民の生活と権利、社会経済の維持・継続が確保されるべく、日本弁護士連合会、各地の弁護士会、弁護士と共に必要な課題に取り組んでいく所存です。

以上